

2020年12月25日

東京外環・調布陥没事故中間報告に対する抗議声明

外環ネット他12団体

2020年10月18日、東京外かく環状道路(以下「東京外環」)トンネル工事現場真上の調布市の住宅地で陥没事故が発生し、その後相次いで巨大な空洞が発見されました。2カ月後の12月18日、東日本高速道路株式会社(以下「NEXCO 東日本」)は、トンネル工事が陥没の原因であることを認め、被害の賠償に応ずることを明らかにしました。

外環ネットは、東京外環沿線 7 区市の住民団体のネットワークです。私たちは、国および東京都、そして NEXCO 東日本、NEXCO 中日本に対し、これ以上の犠牲を出さず、無駄なエネルギーと事業費を使うことがないように、直ちに、杜撰で危険な東京外環事業・工事の中止と、憲法違反の悪法「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」(以下「大深度法」)の廃止を改めて求めます。

東京外環計画は、1966年に策定されましたが、住民の強い反対により凍結されました。

その後、国は用地買収をせずに道路建設したいとの「姑息」な発想から、土地所有権から使用权を切り離し、道路建設を可能にする大深度法を成立させました。「通常利用されない地下」「地上には影響を与えない」との理由で、住民の意思を一切無視する法律です。東京外環は、地権者の了解なく住宅地の地下に建設する事業として認可されました。ルートは高架での道路計画をそのまま引き写し、地盤、地歴、地下水などの調査が不十分な状態で建設が進められました。

「地上には影響はない」はずの工事で、気泡噴出に始まり、騒音・振動・低周波音と家屋損傷、液状化等の地盤変位、そして遂に人命に関わりかねない重大な陥没事故が起きました。日本経済新聞による衛星データの解析では、地盤沈下は3cmにもなることが明らかになりました。これは、住民の苦情やマシン・トラブル発生時に慎重な調査・対応をすることなく工事を進めたために起こった人災にほかなりません。

事業者は地上での被害を想定しないまま、住民に無許可・無補償で工事を進めました。この間、事業者は事業実施に伴う住民の疑問や問題点指摘にまともに答えず、説明責任を果たしていません。その末に起こった今回の被害全てが、人権、財産権の侵害そのものです。このような理不尽なことが許されてはなりません。大深度の工事は地上に影響しない、シールド工事は安全などという「虚構」に基づいて進めてきた大深度地下トンネル計画の大前提は崩壊したのです。

事業者は、被害補償として「家屋の補修」に言及していますが、何よりも被害地の住民が求めているのは「地盤を元通りにしてほしい」ということです。亀裂を塗り込め空洞を充填しても、緩んだ地盤ではまた地盤変位が起こります。いつ崩れるかという不安・恐怖の中で暮らすことなどできません。

「掘ってみなければわからない」「地盤が悪い」という小泉淳東京外環トンネル施工等検討委員会有識者委員長の発言は、科学者として、技術者としての見識も何もかなぐり捨てた開き直りです。特殊な地盤であるなら事前に調査し対策が取られるべきでした。このような言葉で事業者の責任を回避しようとするのは、地上に居住する住民の存在をないがしろにする発言であり、許せません。そもそも第三者性のない委員会の「調査報告」は、やはり信頼できないことを明確に示すものです。

さらに、もう1本の北行トンネル工事が問題です。陥没地点の700mほど手前で停止している北行シールドマシンは、緩んだ特殊な地盤、既に地盤沈下・液状化を起こした地域を掘削します。さらなる被害が重

なる恐れがあり、もはやこれ以上の人権、生活権、所有権侵害行為は許されません。

似たような地盤、様々な地層が交互にある互層はこれから掘削予定の地域にもあることがわかっています。本線シールドだけでなく、ランプシールド工事においても同じ問題が発生する可能性は大きいのです。さらに、「世界最大級の難工事」と事業者自身が認める地中拡幅部の工事も同様です。陥没・空洞どころか家屋のひびなどの損傷、健康被害なども一切起こさないよう、十分な調査に基づく万全な再発防止策を立て、計画地上の地権者及びその周辺の住民の了解を得たうえでなければ工事再開などありえません。安全確保を保証し、希望があれば買い取り、被害を未然に防ぐ対応を求めます。

住民は、3年前に大深度地下使用認可および都市計画事業承認・認可の無効確認等を求めて提訴し、本年5月には気泡シールド工事差止仮処分を申し立て、さらに本日、2021年3月31日で事業期間が終了する都市計画事業の延伸差止訴訟を起こしました。国・都、事業者に対する働きかけに加え、法廷での弁論を通して、わたしたち外環ネット他12団体は以上に述べた様々な東京外環事業の問題点を明らかにし、沿線住民の生活、いのち、財産権を守って行きたいと考えています。そのため、私たちは、国、東京都、NEXCO 東日本、NEXCO 中日本に対し下記のことを求めます。

記

- 1 「地上に影響がない」とした大深度法の前提が崩れているのですから、東京外かく環状道路工事を中止し、事業の廃止を含めた見直しを早急に行うこと。
- 2 「地上に影響がない」との前提が非現実的である大深度法の違憲性を認め、同法を廃止すること。
- 3 現状発生した被害は、希望により買い取り及び地盤復旧等を含めすべて賠償・補償すること。
- 4 今後露見するであろうさらなる被害に対しても、完全なる賠償・補償を行うこと。

以上

申し入れ団体(順不同)

- | | |
|--------------------|------------------|
| ・外環ネット | ・外環を考える武蔵野市民の会 |
| ・外環道検討委員会 | ・調布・外環沿線住民の会 |
| ・外環道路予定地・住民の会 | ・とめよう「外環の2」ねりまの会 |
| ・市民による外環道路問題連絡会・三鷹 | ・元関町一丁目町会外環対策委員会 |
| ・野川ベリの会 | ・外環いらない！世田谷の会 |
| ・東名 JCT 近隣住民の会 | ・東京外環道訴訟を支える会 |
| ・外環道検討委員会・杉並 | |

問合せ先：(外環ネット)東京都杉並区善福寺2-14-9 岡田 光生 (TEL: 090-6174-9722)
(東京外環道訴訟を支える会) 籠谷 清 (TEL: 090-6024-8959)